



2022年5月26日

各位

会社名 高田機工株式会社  
代表者名 取締役社長 高橋 裕  
(コード番号：5923 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役執行役員 西尾和彦  
管理本部長  
(TEL：06-6649-5100)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月24日開催予定の第93期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 変更案第15条の新設に伴い、次条以下の条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第15条～第30条（条文省略） （新 設） （新 設）	第16条～第31条（現行どおり） （附則） （電子提供措置等に関する経過措置）  第1条 定款第15条（電子提供措置等）の新設およびそれに伴う条数の繰り下げは、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は同条の効力発生をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日                    2022年6月24日

定款変更の効力発生予定日                                    2022年6月24日

以上